

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）……………1

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）……………4

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和二十七年政令第三百五十二号） 抄
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（整理退職の場合の一時金に相当する一時金等） 第二十五条の八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第九十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する他の退職に関し同条第二項又は国家公務員共済組合法第七十九条の三第二項の規定により支給すべき一時金の額に、当該他の退職をした日の前日の属する月の翌月から法第九十二条第一項に規定する退職をした日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率（法第七十七条第四項に規定する基準利率をいう。以下同じ。）を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。</p> <p>（遺族に対する一時金に係る給付算定基礎額から控除すべき金額等） 第二十五条の九 法第九十三条第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる場合に該当する者が法第九十二条第二項又は第三項の規定により支給を受けた一時金の額に、同条第一項に規定する退職をした日の前日の属する月の翌月からその者の死亡した日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子</p>	<p>（整理退職の場合の一時金に相当する一時金等） 第二十五条の八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第九十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する他の退職に関し同条第二項又は国家公務員共済組合法第七十九条の三第二項の規定により支給すべき一時金の額に、当該他の退職をした日の前日の属する月の翌月から法第九十二条第一項に規定する退職をした日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率（法第七十七条第四項に規定する基準利率をいう。以下同じ。）を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。</p> <p>（遺族に対する一時金に係る給付算定基礎額から控除すべき金額等） 第二十五条の九 法第九十三条第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる場合に該当する者が法第九十二条第二項又は第三項の規定により支給を受けた一時金の額に、同条第一項に規定する退職をした日の前日の属する月の翌月からその者の死亡した日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当</p>

に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

2 (略)

(公務障害年金算定基礎額の特例)

第二十五条の十の二 公務障害年金（法第七十六条第二号に規定する公務障害年金をいう。以下同じ。）（法第九十七条第三項の規定により支給するものに限る。）の額に係る公務障害年金算定基礎額（法第九十八条第一項に規定する公務障害年金算定基礎額をいう。次項において同じ。）を同条第二項の規定により計算する場合において、給付算定基礎額（法第七十七条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。以下同じ。）を法第七十七条の規定により計算するときは、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十七条第一項に規定する障害認定日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「第九十七条第一項に規定する障害認定日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十七条第一項に規定する障害認定日」とする。

2 公務障害年金（法第九十七条第四項の規定により支給するものに限る。）の額に係る公務障害年金算定基礎額を法第九十八条第二項の規定により計算する場合において、給付算定基礎額を法第七十七条の規定により計算するときは、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十七条第四項に規定する基準公務傷病に係る障害認定日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「障害認定日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十七条第四項に規定する基準公務傷病に係る障害認定日」とする。

する額を加えた額に相当する金額とする。

2 (略)

(新設)

(公務障害年金の併給の調整)

第二十五条の十二 公務障害年金の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたとき(法第百条第一項の規定が適用される場合を除く。)は、法第八十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号中「退職年金」とあるのは、「退職年金、公務障害年金」と読み替えるものとする。

2 (略)

(組合員が国の組合の組合員となつた場合の取扱い)

第四十四条の三 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)は、総務大臣が財務大臣と協議して定める期限までに、厚生年金保険給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者に支払ふこととなるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額並びに退職等年金給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者の当該国の組合の組合員となつた日における給付算定基礎額となるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額を、法第百四十三条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した金額として、国家公務員共済組合連合会に移換するものとする。

(公務障害年金の併給の調整)

第二十五条の十二 公務障害年金(法第七十六条第二号に規定する公務障害年金をいう。以下同じ。)の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたとき(法第百条第一項の規定が適用される場合を除く。)は、法第八十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号中「退職年金」とあるのは、「退職年金、公務障害年金」と読み替えるものとする。

2 (略)

(組合員が国の組合の組合員となつた場合の取扱い)

第四十四条の三 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)は、総務大臣が財務大臣と協議して定める期限までに、厚生年金保険給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者に支払ふこととなるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額並びに退職等年金給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者の当該国の組合の組合員となつた日における給付算定基礎額(法第七十七条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。第四十五条第三項において同じ。)となるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額を、法第百四十三条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した金額として、国家公務員共済組合連合会に移換するものとする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）抄
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）</p> <p>第七條 平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
改正前地共済法第百十一條第三項	(略)	(略)	(略)
<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）</p> <p>第七條 平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
改正前地共済法第百十一條第三項	組合員期間 退職共済年金 又は障害共済 年金の額のうち 第七十六條 第二項の規定 により支給の 停止を行わな いこととされ	(略)	旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額

改正前昭 和六十年 地共済改 正法附則 第十八条	(略)	(略)	(略)	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	政令で定める もの	地方公務員等共済組合法施行令第三十九条 第一項に規定するもの
改正前昭 和六十年 地共済改 正法附則 第十八条	(略)	(略)	(略)	改正前地 共済法第 百四十二 条第二項 の表第百 四十条第 一項の項	政令で定める もの	地方公務員等共済組合法施行令第四十三条 第七項に規定するもの
改正前昭 和六十年 地共済改 正法附則 第十八条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前昭 和六十年 地共済改 正法附則 第十八条	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	る部分に相当 する額
改正前昭 和六十年 地共済改 正法附則 第十八条	(略)	(略)	改正前地 共済法第 百四十四 条の二十 四の第二 一項及び 第五項	退職共済年金 遺族共済年金	旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付	
改正前昭 和六十年 地共済改 正法附則 第十八条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2
(略)

<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第二項及び第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで</p>	<p>組合員期間は</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第一項</p>	<p>組合員期間に</p>	<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）は</p>	<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第一項</p>	<p>組合員期間に</p>	<p>地共済組合員等期間には</p>
---	---------------	-------------------	--------------------------------	---------------	--	--------------------------------	---------------	--------------------

2
(略)

<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第一項、第二項及び第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで</p>	<p>組合員期間は</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>(新設)</p>	<p>組合員期間に</p>	<p>旧地共済施行日前期間には</p>	<p>(新設)</p>	<p>組合員期間に</p>	<p>下同じ。）が二十年未満</p>
---	---------------	-------------------	-------------	---------------	---------------------	-------------	---------------	--------------------

(改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金
保険法等の規定等)

第十一条 (略)

2 平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合には、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成二十七年政令第三百四十二号)第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号。以下「改正後厚年令」という。)
第三条の四及び第三条の四の二の規定並びに国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号。以下この項及び第十七条第二項において「再評価令」という。)
第四条第一項及び第三項、第五条、第六条並びに別表第一及び別表第三の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金
保険法等の規定等)

第十一条 (略)

2 平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合には、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成二十七年政令第三百四十二号。以下この項及び第十七条第二項において「平成二十七年厚生労働省関係整備政令」という。)
第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号。以下「改正後厚年令」という。)
第三条の四及び第三条の四の二の規定並びに平成二十七年厚生労働省関係整備政令第三十一条の規定による改正後の国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号。以下この項及び第十七条第二項において「改正後再評価令」という。)
第四条第一項及び第三項、第五条、第六条並びに別表第一及び別表第二の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚年令第三 条の四	法第四十三 条の二第一 項第二号イ	適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金
-----------------	-------------------------	--

	再評価令 第四条の 見出し	再評価令 第四条第 一項
	(略)	(略)
	(略)	(略)

	改正後厚 年令第三 条の四の 二	改正後再 評価令第 四条の見 出し	改正後再 評価令第 四条第一 項
	法第四十三 条の四第一 項第一号	厚生年金保 険法	厚生年金保 険法第四十三 条第一項
<p>保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。次条において同じ。）第四十三条の二第一項第二号イ</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の法をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済</p>

二項	
再評価令 別表第一	(略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第三項	組合員期間	平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間
(略)	改定する	改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする
なお効力を有する改正前昭和六十年	(略)	(略)

六条第二項		にあつては、一・二二)
改正後再評価令別表第一	被保険者	地方公務員共済組合の組合員

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第三項	改定する	改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする
(略)	第二条の規定による改正後	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前
なお効力を有する改正前昭和六十年	(略)	(略)

地共済改 正法附則 第二条第 三号	なお効力 を有する 改正前昭 和六十年 地共済改 正法附則 第六条第 二項	新共済法第八 十一条第七項	改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元 化法第一条の規定による改正後の厚生年金 保険法をいう。以下同じ。）第四十七条第 二項
地共済改 正法附則 第二条第 三号	（新設） なお効力 を有する 改正前昭 和六十年 地共済改 正法附則	新共済法第八 十一条第七項	（新設） 適用する改正後厚生年金保険法（平成二十 四年一元化法附則第六十一条第四項の規定 により適用するものとされた改正後厚生年 金保険法（平成二十四年一元化法第一条の 規定による改正後の厚生年金保険法をいう 。以下同じ。）をいい、平成二十七年経過

第十四条 第二項		替え後のものとする。以下同じ。) 第四十六 条第六項	(略)	新共済法第八 十二条	適用する改正後厚生年金保険法第四十六 条	第十四条 第二項 正法附則 地共済改 和六十年 改正前昭 を有する な効力 (略)	新共済法第八 十四条第二項	改正後厚生年金保険法第四十七條第二項
第十四条 第二項		措置政令第十七條第一項の規定により読み 替えられた規定にあつては、同項の規定に よる読替え後のものとする。以下同じ。) 第 四十六條第六項	(略)	新共済法第八 十二条	適用する改正後厚生年金保険法第四十六 条	(新設) (略)	新共済法第四 十四条の二か ら第四十四 条の五まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三 条の二から第四十三條の五まで

地共済改 正法附則 第九十八 条第四項	再評価率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に 規定する再評価率
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十七条 (略)

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正後厚年令第三条の四、第三条の四の二、第三条の六から第三条の七まで及び第六条の七の規定、平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下この項において「平成十六年厚年経過措置政令」という。）第十三条の二第一項の規定並びに再評価令第四条第一項及び第三項、第五条、第六条並びに別表第一及び別表第三の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
平成十六 年厚年経	(略)	(略)

地共済改 正法附則 第九十八 条第四項		
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十七条 (略)

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正後厚年令第三条の四、第三条の四の二、第三条の六から第三条の七まで及び第六条の七の規定、平成二十七年厚生労働省関係整備政令第八条の規定による改正後の平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下この項において「改正後平成十六年厚年経過措置政令」という。）附則第十三条の二第一項の規定並びに改正後再評価令第四条第一項及び第三項、第五条、第六条並びに別表第一及び別表第二の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
改正後平 成十六年	平成十二年改 正法附則第二	従前額改定率

<p>過措置政 令第十三 条の二の 見出し</p>	<p>平成十六 年厚年経 過措置政 令第十三 条の二第 一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>厚年経過 措置政令 附則第十 三条の二 の見出し</p>	<p>改正後平 成十六年 厚年経過 措置政令 附則第十 三条の二 第一項</p>	<p>十一條第一項 及び第二項の 従前額改定率</p>	<p>第四條第一項 (同項の表平 成十六年改正 法第二十七條 の規定による 改正前の平成 十二年改正法 の項(平成十 六年改正法第 二十七條の規 定による改正 前の平成十二 年改正法附則 第二十二條第一 項に係る部分 に限る。)に 係る部分に限 る。)若しくは 第二項又は 第五條第一項 若しくは第二</p>
<p>地方公務員等共済組合法施行令等の一部を 改正する政令(平成十六年政令第二百八十 七号)附則第二條第一項(同項の表第四号 に係る部分に限る。)、第二項(同項の表 のうち同項に規定する改正前の平成十二年 改正法附則第十條第二項若しくは第三項又 は第十一條第二項若しくは第三項の規定に より読み替えられた同令附則第二條第三項 に規定する改正前の法附則第十四條の八に 係る部分を除く。)、第三項又は第四項</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令等の一部を 改正する政令(平成十六年政令第二百八十 七号)附則第二條第一項(同項の表第四号 に係る部分に限る。)、第二項(同項の表 のうち同項に規定する改正前の平成十二年 改正法附則第十條第二項若しくは第三項又 は第十一條第二項若しくは第三項の規定に より読み替えられた同令附則第二條第三項 に規定する改正前の法附則第十四條の八に 係る部分を除く。)、第三項又は第四項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率

項（同項の表昭和六十年改正法附則第七十八条の二の項に係る部分に限る。）	厚生年金保険の被保険者期間	「被保険者期間	平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率	（次項において「平成二十七年従前額改定率」という。）	国民年金法による改定率の
	地方公務員共済組合の組合員期間	「組合員期間	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率		同令第十七条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法による改定率の改定

	再評価令 第四条第 一項	再評価令 第四条の 見出し	平成十六 年厚年経 過措置政 令第十三 条の第二 項の表	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

	改正後再 評価令第 四條第一 項	改正後再 評価令第 四條の見 出し	改正後平 成十六年 厚年経過 措置政令 附則第十 三條の二 第一項の 表	
同法別表	厚生年金保 険法第四 十三條第 一項	法	厚生年金保 険法	改定等に関 する政令 被保険者期 間
適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四 年一元化法附則第六十一條第四項の規定 により適用するものとされた改正後厚生年 金保険法をいい、被用者年金制度の一元化 等を図るための厚生年金保険法等の一部を	改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の 一元化等を図るための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律（平成二十四年法律第 六十三号。以下「平成二十四年一元化法」 という。）第一條の規定による改正後の厚 生年金保険法をいう。以下同じ。）第四十 三條第一項		改正後厚生年金保険法	等に関する政令 組合員期間

再評価令 第六條第	(略)	再評価令 第五條(見出しを含む。)	(略)	再評価令 第四條第 三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後再 評価令第	改正後再 評価令第 五條(見 出しを含 む。)	改正後再 評価令第 五條(見 出しを含 む。)	同法	改正後再 評価令第 四條第三 項 から第七 項まで	同法の 厚生年金 保険法附 則第十七 條の四第 三項	改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。第六條第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。)第十七條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。)別表
の一部分を改正		厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法附則第十七條の四第六項	適用する改正後厚生年金保険法の	平成二十七年経過措置政令第十八條第一項の規定により読み替えて適用する地方公務

再評価令 第六條第 二項	再評価令 第六條第 二項	再評価令 第六條第 二項	再評価令 第六條第 二項	再評価令 第六條第 二項	再評価令 第六條第 二項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十条 削除

改正後再 評価令第 六條第二 項	改正後再 評価令第 六條第二 項	改正後再 評価令第 六條第二 項	改正後再 評価令第 六條第二 項	改正後再 評価令第 六條第二 項	改正後再 評価令第 六條第二 項
定めるとおり	定めるとおり	定めるとおり	定めるとおり	定めるとおり	定めるとおり
地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合の組合員

(平成二十七年度における給料年額改定率に関する読替え)

第二十条 平成二十七年度におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	昭和五年四月一日以前に生まれた者
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間	昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間

(改正前地共済法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第二十三条 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金(施行日において当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項の規定による申出を行っていないものに限る。)の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金(施行日において当該老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出を行っていないものに限る。)又は平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金(施行日において当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前準用国共済法(平成

に生まれた者	
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

(改正前地共済法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第二十三条 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金(当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。)の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金(当該老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。)又は平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付

二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用するなお効力を有する改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）第七十八条の二第一項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する場合には、施行日以後に平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金について、なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項の規定による申出を行うときは、当該申出は、当該老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出又は当該平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金に係るなお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条の二第一項の規定による申出と同時に進行しなければならぬ。

2・3 (略)

(老齢厚生年金等の算定の基礎となる被保険者期間の特例)

第二十八条の二 地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）が二十年未満である者又はその遺族（改正後厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。）に支給する老齢厚生年金又は遺族厚生年金の額を算定する場合には、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三」

のうち退職共済年金（当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前準用国共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用するなお効力を有する改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）第七十八条の二第一項に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する場合には、施行日以後に平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金について、なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項の規定による申出を行うときは、当該申出は、当該老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出又は当該平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金に係るなお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条の二第一項の規定による申出と同時に進行しなければならぬ。

2・3 (略)

(新設)

とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十三条第一項及び附則第六十四条」と読み替えるものとする。

第五十八条（略）

2（略）

3 第一項に規定する「控除対象年金」とは、次に掲げる年金のうち、当該年金の額の算定の基礎となった組合員期間、地共済組合員等期間又は国の組合員期間（なお効力を有する改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。）、国共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間をいう。）若しくは旧適用法人施行日前期間（改正後平成八年厚年法等改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）のうちに追加費用対象期間（なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済施行法（以下「なお効力を有する改正前国共済施行法」という。）第十三条の二（なお効力を有する改正前国共済施行法第二十二條第一項（なお効力を有する改正前国共済施行法第二十三條第一項において準用する場合を含む。）、第二十三條第一項及び第四十八條第一項（なお効力を有する改正前国共済施行法第四十九條及び第五十條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する追加費用対象期間又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の

第五十八条（略）

2（略）

3 第一項に規定する「控除対象年金」とは、次に掲げる年金のうち、当該年金の額の算定の基礎となった組合員期間、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）又は国の組合員期間（なお効力を有する改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。）、国共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間をいう。）若しくは旧適用法人施行日前期間（改正後平成八年厚年法等改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）のうちに追加費用対象期間（なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済施行法（以下「なお効力を有する改正前国共済施行法」という。）第十三条の二（なお効力を有する改正前国共済施行法第二十二條第一項（なお効力を有する改正前国共済施行法第二十三條第一項において準用する場合を含む。）、第二十三條第一項及び第四十八條第一項（なお効力を有する改正前国共済施行法第四十九條及び第五十條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する追加費用対象期間又は被用者年金制度の一元化等

見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第五十四条に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）があるものをいう。

4

（略）

一〇六 （略）

を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第五十四条に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）があるものをいう。

4

（略）

一〇六 （略）